



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける戦略的都市計画の変容 : 広域整合スキーム (SCOT) の場合
Author(s)	ストゥルイユ, ジャン・フランソワ; Struillou, J.-F.; 亘理, 格//訳
Citation	新世代法政策学研究, 14, 185-219
Issue Date	2012-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48432
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP014_009.pdf



論 説

フランスにおける戦略的都市計画の変容 ——広域整合スキーム (SCOT) の場合

ジャン・フランソワ・ストゥルイユ (J.-F. Struillou)

亘理 格 (訳)

序 章

フランスにおいては、戦略的都市計画の策定は「広域整合スキーム」(schéma de cohérence territoriale: SCOT) (以下では、「SCOT」と表記することにする) という形態をとって行われます。SCOTというのは、一つの都市圏⁽¹⁾又は一つの多極的市街地⁽²⁾について長期的に見たおおよその方向性を定めた将来展望的文書であり、まずその適用対象となる地域における事前の診断から出発し、持続可能な整備開発事業計画を定め、その上で、かかる事業計画の実施のための諸条件を定めるというものです。SCOTは、この点で「地域都市計画プラン」(plan local d'urbanisme: PLU) (以下では、「PLU」と表記することにする) から区別されるものです。というのは、PLUの場合、市町村レベルで土地の用途割振りの計画を定めたもの、換言すれば土地利用の規準を定めるものだからです。以上により、SCOTもPLUも次の世界の想像上の輪郭線を描き出すことによってその世界を視覚化することに資するものであり、このような将来に向けた投影手法というの

⁽¹⁾ 一つの都市圏に関するSCOTの例として、リヨン都市圏 (agglomération Lyonnaise) 及びレンヌ広域圏 (pays de Rennes) のSCOTがある。

⁽²⁾ 複数の都市圏からなる多極的市街地を対象としたSCOTの例として、ナント＝サン・ナゼール大都市圏 (métropole Nantes Saint-Nazaire) のSCOTがある。

は、原理的には、法的計画制度の全てに同じように言えることです⁽³⁾。

この10年間に、戦略的都市計画に関する法制度は、持続的発展の概念を法の世界に取り込むことを目論むべく、根本的な変容を経ることとなったのであります。2000年の「都市の連帯及び刷新に関する法律」(Loi N° 2000-1208 du 13 décembre 2000) (以下では、「2000年のLoi SRU」と呼ぶことにする)は、このような法(=持続的発展の概念を体内に取り込んだ都市計画法)を、完全に新たな基盤の上に確立したのでありまして、これにより、これ以降の都市計画文書は、環境についてより節約的で環境をより尊重した都市の組織及び作用のあり方を定めたものでなければならなくなったわけです。そのために、「指導スキーム」(schéma directeur: SD) (以下では、「SD」と表記することにする)と呼ばれた制度に代わって、SCOTと呼ばれる制度が登場したのであります。何故そのような選択が行われたかと言うと、それには幾つかの理由があります。

SDが導入された時代に公権力が追求しようとした目的は、都市圏の拡張を優先的に推し進めるというものであります。かかるロジックは今日では放棄されたのでありまして、これ以降追求される目標は、持続可能な発展という名の下に、「都市の上に都市を再構築すること」を促すことを通して、都市の拡散に対抗することでありまして、また、かつてのSDについては、都市圏に関する真の政策と言えるものではないという批判も投げかけられていました。というのは、SDの場合、当該地域のためのグローバルな計画というよりも、複数の市町村計画を並列的に寄せ集めたものという場合が例外ではなかったからです。また、かつてのSDは、規制基準からいわば逸脱するような行為を助長する面を批判されてもいました。そして、あまりにも多くの場合、一般的方向性に立脚した戦略的な都市計画を設定するというよりも、土地利用についての純粹かつ厳しい規制を言い表すという場合もありました⁽⁴⁾。さらに、かつてのSDは、輸送、住宅、

⁽³⁾ J. Caillosse, Droit administratif et sciences sociales, in : Matthias Ruffert (sous la dir.), *The transformation of administrative law in Europe*, Sellier, European Law Publishers, München, 2007, p. 171-201. この中で、J・カイヨスは、法的計画の性格について、国土の法的舞台演出を観劇するようなものであると付言している。

⁽⁴⁾ このような傾向は、しかも、多くの訴訟を誘発する効果を有していた。

交通、環境等のような、当該都市圏について遂行される部門ごとの様々な政策相互の間に、何らかの一体性を確保することを可能ならしめるというものではありませんでした。そして、最後の批判として、かつてのSDの場合、地方自治当局 (autorités locales) が作成するのではなく、地方分散化された国の出先機関 (services déconcentrés de l'État) が作成するものでしたので、「上から降りて来る」文書という点が批判されていました。このような作成方法の場合、言うまでもないことですが、地方自治体の首長や議員達がこれを喜んで受け入れることにはならなかったのであります。

以上のような旧制度の失敗から、2000年のLoi SRUは、新たに三つの目標を、SCOTに割り振ることとなりました。

第一の目標として、SCOTには、都市の発展をより良く制御するために、都市圏という尺度に対応して分野別の諸政策間の調和を図るという役割があります。住宅、輸送、移動、商業、環境といった様々な都市政策間の一貫性を確保しなければならないというのは、まさにこのような次元でのことであり、新たな広域スキームに地域的な「整合」性 (cohérence territoriale) という名前が付けられたのも、そのような事情に由来します。こうした分野別の政策に固有の計画文書として、都市内輸送・移動計画 (Plan de déplacement urbain: PDU)、地域住宅プログラム (Programme local de l'habitat: PLH)、商業発展枠組計画 (Schéma de développement commercial: SDC) がありまして、こうした分野別計画は今後も確かに存続しますが、これらの部門計画は、SCOTで示された方向性と両立可能なものでなければなりません。

次に、SCOTには、都市の刷新を助長しかつ都市周辺域の拡張を制限することを目指した諸措置を定める必要があります。「都市の刷新、制御された都市開発、既成市街地空間の再編、及び都市中心域及び農業中心域の再活性化」ということが、かくして、SCOTが優先的に取り組まなければならない課題となるのでありまして、SCOTには、これらの目標を首尾良く実現することに資するための諸条件を定める必要があります。したがって、空間の最適利用の確保や、自動車通行の無制御な拡大に起因した公害の縮減を図ることを通して、持続可能な発展 (développement durable) のための道を切り開くという役割が、SCOTには帰せしめられます。また、以上の課題と並行して、「都市の再生」(rénovation urbaine) 概念に依拠するこ

とにより、都市計画策定者をして、一定類型の社会層を都市の周縁地域に追いやることの回避や都市内にある劣悪地域の「再生」(régénérer)を通して、都市内隔離問題(ségrégation urbaine)に対する対抗策を講ずるように仕向けることも、必要となります⁽⁵⁾。

最後に、2000年のLoi SRUは、環境政策に関する様々な目標の大半をSCOTの中に組み込むことを命じています。そのため、SCOTでは、以下の諸事項を確実に実現するために必要な条件設定を行う必要があります⁽⁶⁾。

- (1) 自然、都市、都市周辺及び農山村それぞれの地域空間の節約的かつ均衡のとれた利用
- (2) 公共輸送及び自動車交通需要のコントロール
- (3) 良質な大気、水、土壌及び地下の土質、エコシステム、緑地空間、自然の環境・保護地・景観及び都市的環境・保護地・景観の保全
- (4) 騒音公害の縮減
- (5) 優れた市街地及び建造物の保存
- (6) ありとあらゆる性質の予測可能な自然のリスク、科学技術上のリスク、汚染及び健康損害の防止

また、ごく最近の立法としては、環境のための国の責任引き受け(アンガージュマン)に関する2010年7月12日の法律(Loi No2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement)(以下では、「2010年のLoi engagement national」と呼ぶことにする)⁽⁷⁾が、上述の変容状況を確認するとともに、さらに増幅させています。この法律は、一方で、SCOTが対応しなければならない主たる目標の一つが、土地の節約的利用及び都市の拡散防止であることを、あらためて強調しています。また他方

⁽⁵⁾ Y. Jégouzo, La loi solidarité et renouvellement urbains. Présentation générale, *AJDA* 2001, p. 9.

⁽⁶⁾ Article L. 121-1, 3° du Code de l'urbanisme.

⁽⁷⁾ 2010年のLoi engagement nationalは、一般に「グルネル第2法」とも呼ばれている法律である。なお、一般に「グルネル第1法」と呼ばれているのは、2009年8月3日の「環境に係るグルネル実施に関するプログラム策定法」(Loi N° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en oeuvre du Grenelle de l'environnement)である。

で、この法律は、SCOTに対して環境に関する新たな目標を割り当ててもいるのでありまして、今後は、以下の目標を確実に実現するための諸条件についても、SCOTにおいて定めなければならないこととなります⁽⁷⁾。

- (7) 温室効果ガスの排出削減、エネルギーの制御、再生可能資源を用いたエネルギー生産
- (8) 生物多様性の保護
- (9) 生態系の回廊(corridors écologiques)とも呼ばれる連続的生態域の保護及び回復措置

こうした様々な目標を達成するために、SCOTにおいて、いかなる諸措置を設定することが可能かという問題を検討する前に、SCOTの作成及び管理の方式について詳述する必要があります。何故なら、SCOTの作成及び管理の方式は、公的又は私的な複数主体間における新たな協力形態を制度化するものでありまして、その限りで新たな方式を導入するものでもあるからです。かくして、他の多くの今日的諸立法の中からもと同様、計画策定・管理法(droit de la planification)の中からも、「新しい法技術」が出現していると言えましょう。「この新しい法技術というのは、各人に対して、共通善に関わる諸々の法準則(règles de bien commun)の決定及び実施の過程に能動的に参加することを義務づけるものであり、またそれとともに、当該実施の中から得られた教訓を参酌しつつ共通善に関する法準則を絶えず見直すという過程にも参与することを、義務づけるものなのです」⁽⁸⁾。

第1章 SCOTの策定及び管理のプロセス

SCOTの策定及び管理に関する法準則は、かつてのSDの策定及び管理に関する法準則とは大きく異なっています。SDは国が策定していましたが、現在のSCOTは分権化された存在(entités décentralisées)が策定しコン

⁽⁷⁾ Article L. 121-1 3° du Code de l'urbanisme modifié par la Loi n°2010-788 portant engagement national pour l'environnement.

⁽⁸⁾ A. Supiot, *Homo juridicus. Essai sur la fonction anthropologique du droit*, Seuil, 2005, p. 227.

トロールするというものに変容しています。

しかし、国の関与が全く排除されているわけではありません。排除されているところか、国は、国土の統一性の保証人として、SCOT で定められた様々な政策⁽⁹⁾がどのように仕組まれるかを監視し、ルールが守られているかを点検する権限を有します。しかも、立法により、国の地方出先機関による「コントロール」行使を可能とする幾つかの手續が、SCOT の策定過程だけではなく、その承認 (approbation) の段階でも認められています。

1. SCOT の区域指定

SCOT の区域決定については、法律上明確な定義規定があるわけではなく、その区域指定については、各市町村あるいは市町村連合に大幅な判断の自由が委ねられています。

というのは、都市計画法典・法律篇L.122-3条は、SCOT の策定について、以下のように定めているにとどまるからです。すなわち、「一続きで飛び地のない地域」を指定するとか、市町村連合の各区域を考慮に入れるとか、「都市的移動を考慮に入れる。とりわけ、住居と職場間、住居と商業区域間の移動、並びに、文化・スポーツ施設や社会施設やレクリエーション施設との移動を考慮に入れ」ること⁽¹⁰⁾を求めています、それ以上に明確に規定しているわけではないからです。

各区域の指定は、その区域内にある市町村あるいはその連合組織が、特別多数決により決定します⁽¹¹⁾。その後、県知事による審査が行われますが、県知事は、当該地域の状況や他の SCOT 等を勘案しながら、「当該指定された区域は、都市計画、住居、経済振興、移動及び環境といった諸問題相互間の整合性を確保し得るものであるか」について審査し、承認するか否

⁽⁹⁾ 実際、SCOT で様々な政策を定めることは、単なる複数市町村間区域の枠を超えた様々な社会経済上及び環境上の諸利益を俎上に載せることになる。

⁽¹⁰⁾ Article L. 122-3 du Code de l'urbanisme.

⁽¹¹⁾ 指定区域の提案は、関係市町村の3分の2以上で当該区域内の総人口の過半数を代表する市町村の賛成、又は、関係市町村の過半数で当該区域内の総人口の3分の2を代表する市町村の賛成のいずれかによるものでなければならない (Article L. 122-3 III du Code de l'urbanisme)。

かの決定を行います。

具体例として、Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT を取り上げて説明します。当該 SCOT には、Nantes と Saint-Nazaire という2大都市の他に、この2大都市間に位置する4つの市町村共同組織体 (4 communautés de communes)⁽¹²⁾を含み、全部で57市町村、6つの市町村共同組織体、総人口78万人を対象としたものです。

このような区域指定がうまく行った背景には、上記2大都市は市長がいずれも社会党に属していたという政治的要因、及び、市町村長や地方議員を説得するために地元の都市計画専門機関 (agence d'urbanisme)⁽¹³⁾が展開した広報活動が功を奏し、区域指定の受容に寄与したという要因もあります。

ひと言付けしますに、フランスの市町村は、しばしば、SCOT のことを都市的發展を阻害する余計なものだと考えており、また、自分たちの自治を部分的に喪失するのではないかと恐れていますので、指定された区域に参加するように説得するのは、何時も容易だとは言えないのです。換言すると、フランスでは、今以て「教会の鐘楼の意識」(l'esprit de clocher)が残っているわけです。

そこで、市町村が SCOT を策定するように促進するために、立法府は、SCOT 区域に参入することを拒否する市町村の区域内における市街地拡張を禁止するという措置を講じています。このような考え方は、「限定された建築可能」原則と呼ばれるもの (règle dite de «la constructibilité limitée») です。この原則は、現行法では、戦略的都市計画手法を実施する必要性の最も高いと考えられる、次の2つのタイプの市町村についてしか、適用されません。

①人口5万人以上の都市圏からの距離が15km未満の市町村。

②海岸からの距離が15km未満の市町村。

こうした市町村の場合、SCOT の区域に参入しない限り、法律は、市街化予定区域又は自然区域において新たな市街地拡張を可能とするため PLU

⁽¹²⁾ 本文でいう4つの市町村共同組織体 (communautés de communes: CC) とは、以下のものである。CC Cœur d'estuaire, CC Loire et Sillon, CC d'Erdre et Gesvres, CC de la région de Blain.

⁽¹³⁾ L'Agence d'urbanisme de l'agglomération nantaise (AURAN).

の改定変更を行うということを、禁じています。

以上が現行法の規定ですが、2010年の *Loi engagement national* は、かかる原則を更に強化する法改正を行っています。同改正法により、2017年1月1日以降、上述の「限定された建築可能」原則は、SCOT によってカバーされていないすべての市町村に適用されることとなります。これにより、農村部の町村も SCOT を具備しなければならなくなるわけです。

2. SCOT 策定手続

(1) SCOT の策定及び追跡調査を担当する公施設法人 (l'établissement public)

SCOT は関係市町村が直接みずから策定するのではなく、関係市町村の集合体である公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale) (以下、EPCI と呼ぶことにする。) が策定します。この公施設法人の役割は極めて重要です。何故なら、EPCI は、SCOT の策定だけでなく、策定・承認後の追跡調査及び改定作業をも滞りなく行うために創設された組織であり、当該公施設法人 (以下では、「SCOT 策定機関」と表記することにする) の運営は、いわば、「SCOT と一体化」されたものであるからです。SCOT 策定機関は、6年周期の検証作業を実施する義務があり、6年ごとに、環境、公共輸送と人や物の移動、都市拡散の防止について分析を加え、そのまま維持するか又は全面若しくは部分改定を行うかの議決を行う必要があります。当該議決を怠ると SCOT は無効となります。

ここで Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT 作定のため設置された SCOT 策定機関を例に述べます。当該 SCOT 策定機関は、合計6つの市町村共同組織体 (communautés de communes) をそれぞれ代表する107名の市町村議会議員によって構成されます。また、実際の策定作業は、計画策定に必要な調査研究等に当たる都市計画専門機関 (agence d'urbanisme)、主に技術面での策定作業に当たる技術専門委員会 (comité technique)、及び、23名の議員によって構成され政治的面で先導役を担う水先案内委員会 (comité de pilotage) という3つの機関によって遂行されます。第1の都市計画専門機関は、診断や環境研究のような、計画策定に必要な調査研究の実施責任を担う機関であり、一定数の提案を行う任務も負っています。第2の技術専門委員会は、構成メンバーである市町村から派遣された行政部

局長を束ねた機関であり、技術面での計画策定作業に従事します。第3の水先案内委員会は、23名の市町村議会議員によって構成され、政治的面で先導役を担う委員会ですが、SCOT 策定の進捗状況を追跡し、みずから様々な提案を行い、上記2つの委員会が発する諸提案について討議するという職責を担っています。

(2) SCOT 策定の態様 (modalités d'élaboration)

SCOT の案の策定過程には、地方公共団体、市民、事業者団体代表者の三者が参加します。したがって、かかる文書の策定、及びその実施もまた、当該文書によりその者達の行動を方向付けようとする当の相手方の参画なしには、行い得ないということなのです⁽¹⁴⁾。

a) 策定手続に参加できる人々 (personnes associées)

国、レジョン及び県は、自らそれを望む場合には、SCOT の策定に参画します⁽¹⁵⁾。

国は、地方出先機関を通して策定過程に参加しますが、その場合、特に、SCOT が都市計画規範及び市町村レベルを超えた義務を考慮に入れたものになるように、その策定プロセス全体にわたって監視することを目的としています。そのために、国の機関は、特に、都市計画法典・法律篇121-1条所定の都市計画基本原理⁽¹⁶⁾の実施に実際に資するものであるか否か、また、海浜法の規定を遵守するものであるか否かを検証することを自らの職責とします。また、環境影響評価が「完全かつ十分に」行われているか否かについて検証します。それでも、国の参加は、計画案の適法性を検証することだけ、つまり、それによって、将来 SCOT 文書となるものの法的安全を揺るぎないものにするだけ、目的にしているのではなく、それ以上の目的をもっています。何故なら、さらに、SCOT のような多種多様

⁽¹⁴⁾ J.-B. Auby, *Plans et programmes aujourd'hui : Droit administratif*, octobre 2007, p. 1.

⁽¹⁵⁾ 本文であげた公法人との作業編成のあり方は、計画策定機関である公施設法人の内部事項である。いずれにせよ、これらの参加公法人は、自らそれを求めた場合には、常に意見聴取されることになる。

⁽¹⁶⁾ Code de l'urbanisme, art. L. 121-1, modifié par la loi N° 2010-788 du 12 juillet 2010, art. 14.

な公的利益や私的利益がぶつかり合う都市計画文書の策定過程では様々な利害調整が必要となりますが、国の機関の参加は、極めて確実に、公権力が、そのような利害調整に当たって「重しの役割を果たす」ことを可能ならしめているからです。

国の機関のほか、以下の諸機関の参加が認められています。即ち、都市交通について権能を有する諸機関、地域圏自然公園や国立公園の管理機関、農業会議所・商業会議所・手工業会議所といった業種別会議所、貝類養殖業界団体の地域圏支部、隣接市町村の首長、認証済み環境保護団体も、自らの要求に基づき SCOT 策定機関に意見を述べる機会が与えられます。また、農漁業の現代化に関する2010年7月27日の法律（Loi No2010-874 du 27 juillet 2010 de modernisation de l'agriculture et de la pêche）により県の農用地利用委員会が新たに創設されましたが、この委員会も、SCOT 策定過程において自ら求めた場合には、意見を述べる機会が与えられます。これにより、当該委員会は、策定途上の計画案が市街地拡散化防止に関する新たな諸目標を十分に考慮したものであるか否かについて、検証することが可能なのです。

さらに、SCOT の案が成案化しますと、当該計画案は、以下のように、一定数の団体に対する意見聴取の対象となります。即ち、計画案は、その策定権限を有するEPCIの構成メンバーである各市町村、同じく構成メンバーである市町村グループ、隣接する市町村や市町村グループ、地域圏、県、業種別会議所、都市交通施設の編成権限を有する当局者、地域圏自然公園や国立公園の管理組織、或いはまた、認証済み環境保護団体が求めた場合には、これらの諸団体に対しても意見聴取が実施されます。

b) 公衆参加手続 (participation du public)

2000年のLoi SRUは、SCOTの策定過程への公衆参加を可能とする法的仕組みの強化を成し遂げました。

この法律は、一方で、地方当局者に対して、今後は、SCOT案策定の非常に早い時点で、公衆との協議方法を定めることを義務付けました。この規定は、都市計画法典・法律篇300-2条の規定として都市計画法典の中に採り入れられています。この手続きにより、公衆は、SCOTの構想自体に参画することが可能となる筈であり、SCOTの構想段階での公衆参加が可

能となったといえます。従前から行われている公開意見聴取 (enquête publique) については、計画案決定プロセスの余りにも遅い時点で実施されるため、その時点では既に計画案が決定され、仕上がってしまったという重大な難点が、指摘されていますが、SCOT策定時に行われる公衆との協議手続は、以上のような重大な難点に対し改善をもたらすものです。

SCOT策定時の公衆協議手続の場合、法律は、公衆との協議組織の編成方法については、SCOT策定機関に、広い裁量的判断の自由を認めています⁽¹⁷⁾。この協議方法について、立法者は最小限の定義規定しか定めておらず、この点で、公開意見聴取手続については、法律が詳細に参加方式を定めているのとは、立法のあり方が異なっています。このように公衆協議手続について法が控えめな姿勢を採ったのは、1つには、地方公共団体の自由な運営原理を重んじようとする配慮により説明できますが、同時に、法的安定性 (sécurité juridique) の配慮によっても説明できます。実際、立法者は、法律の規定をより拘束的なものにする、多くの訴訟を誘発し、それによってSCOTの実施の障害になることを恐れたのです。

上記のSCOT策定機関が定める協議の方式では、一般に、公衆への情報提供及び公衆の意見収集の仕組みが設けられます。具体的には、公聴会、展示会、各手続段階における資料の閲覧、模型の展示、意見記載台帳の設置、インターネット上での意見表明等が考えられます。これらの手続終了後、上記SCOT策定機関は、公衆協議の結果を報告書として公にします。

以上のような公衆協議手続に加えて、公開意見聴取が一般的制度として拡張され、その結果、SCOT策定時にも公開意見聴取が行われるようになったことにより、市民参加は抜本的に強化されました⁽¹⁸⁾。もともと、この手続の実施は、SCOT策定プロセスの最終段階、即ち、計画案が確定してしまった時点を持たなければならないという難点は、依然として解消され

⁽¹⁷⁾ J.-F. Struillou, La concertation de l'article L. 300-2 du Code de l'urbanisme à l'épreuve du droit, in « Perspectives du droit public », *Études offertes à J.-C. Hélin*, Litec, 2004, p. 489-499.

⁽¹⁸⁾ 従前の法状況では、SD (schéma directeur) は、公開意見聴取 (enquête publique) の対象とされることはなく、単に閲覧可能な状態に置かれる (mise à disposition) に止まっていた。

ていません。

公衆との協議及び公開意見聴取という2つの手続が整備されましたが、いずれの手続も共同決定手続（processus de co-décision）を採用したものではありません。SCOT 策定機関が計画決定を行う際には、これらの参加手続の結果を「勘案する」ことを義務付けられるわけではないのです。

(3) SCOT の承認（approbation）

成案化した SCOT 案が策定機関の議決によって承認されますと、その後、当該議決は県知事に送付され、当該送付から2ヶ月経って初めて効力を発揮します。

県知事は、この間に、当該 SCOT が国全体の利益を十分考慮していないと考える場合には、その発効に反対することができます。その反対理由として、1) 都市計画法典・法律篇121-1条所定の諸原則⁽¹⁹⁾にとって重大な障害となるものであること、2) 海浜法の規定と両立しないものであること、3) 「公共輸送網や公共設備へのアクセス可能な区域の高度集積化の要請を満たしていないため、過剰な空間消費を許してしまう」こと、4) 「生態系の連続性の保全又は回復という問題を十分に考慮していない」ものであること等が考えられます⁽²⁰⁾。

第2章 SCOT の内容

SCOT は、理由提起書、整備及び持続可能な開発計画、方針及び目標提起書という3つの主要文書から構成されています。そして、各文書は、1つ又は複数の図面文書を含むことも可能です。

(1) 理由提起書（rapport de présentation: RP）

第1に、理由提起書は、当該 SCOT の対象区域に関する地域診断結果

⁽¹⁹⁾ Code de l'urbanisme, art. L. 121-1, modifié par la loi N° 2010-788 du 12 juillet 2010, art. 14.

⁽²⁰⁾ 本文所掲の諸規定は、2010年のLoi engagement nationalの17条により追加された規定であり、当該規定追加により、県知事が、SCOTの内容についてより能動的にコントロールを及ぼすことが可能となった。

(diagnostique du territoire) を提示するものです。この状況診断は、当該地域内の経済予測や人口予測、及び、経済発展、地域開発、環境、社会的住宅整備状況、公共輸送、公共施設及びサービス給付に関して一覧表化された需要度を参照して策定されます。

第2に、理由提起書は、過去10年間における自然地域、農業地域、森林地域における空間資源消費に関する分析結果を提示する文書でもあります。また、当該報告書では、平行して、自然空間資源消費を抑制することを念頭に、後述の「方針及び目標提示書」で定めることとなる数値目標の正当性を説明する必要があります。これは、2010年のLoi engagement nationalに由来する義務ですが、ここでも、自然空間資源消費問題に対する地方自治当局の関心を高めることを狙ったものであることが分かります。

第3に、理由提起書は、環境影響評価を含んでいます。この場合の環境影響評価は、当該 SCOT が定めた地域整備及び環境に関する基本方針が環境に対して及ぼす帰結について、かかる諸措置が自然に対して不可逆的影響をもたらすことを回避するという目的の下に、分析するというものです。この分野での要求水準は、近年に至って強化されていますが、それは、2001年の「一定の計画やプログラムが環境に及ぼす影響の評価に関するEC指令」（Directive N°2001/42/CE du 27 juin 2001）⁽²¹⁾の規定内容を勘案したためです。このような法制化の進展は、今日、都市計画法に対するヨーロッパ法規範の影響、更には国際法的規範の影響が増大していることを示しています。

本文書における環境影響評価は、一般に、以下のように行われます。

- a) まず、環境の現在の状況及び今後の変動予測を分析し
- b) 次に、当該 SCOT の実施が、環境にとって特別の重要性を有する区域の環境保護に対して及ぼすことが予想される特段の影響を分析し、
- c) 更に、当該 SCOT の実施の結果として環境に及ぼし得る損害について、それを回避し、縮減し、また可能であればその代償を図るため検討すべき諸措置を提起し、

⁽²¹⁾ 当該 EC 指令の内容は、2004年のオルドナンス（Ordonnance n°2004-489 du 3 juin 2004）及びその施行のための2005年のデクレ（Décret n°2005-608）によって、フランス法の中に取り込まれた。

d) 最後に、上記3点に関する非技術的見地からの要約、及び、当該環境影響評価がどのように実施されたかについての叙述を含むものであること。以上のようなものです。

(2) 整備及び持続可能な開発計画 (PADD)

次に、「整備及び持続可能な開発計画」(projet d'aménagement et de développement durable: PADD) (以下では、「PADD」と表記することにする)は、以下の様々な分野における公共政策目標を設定するための文書です。即ち、都市計画政策、住宅政策、輸送及び交通政策、商業施設政策、根幹施設政策、観光・文化振興策、電気通信施設整備政策、自然・農業地・森林地及び風景地の保護・活用政策、自然資源保全政策、市街地拡散防止政策、生態的連続性の保全及び原状回復政策が、PADDにおいて政策目標を定めるべき政策分野ということになります。

(3) 方針及び目標提起書 (DOO)

最後に、「方針及び目標提起書」(document d'orientation et d'objectifs: DOO) (以下では、「DOO」と表記することにする)は、上記PADDにおいて設定された方向性を踏まえて、当該地域の空間構成の一般的方向性を定めるとともに、既存市街地、市街化予定区域、農業・自然・森林地域等の区域相互間の根幹的均衡確保を定める文書です。また、制御された都市開発、既成市街地の再編、中心市街地の再活性化、都市の入口部分の活性化、風景地の活用、危険防御等に関する諸条件をも定める文書です。

以上の事前説明を踏まえ、ここからは、持続可能な発展(développement durable)を重んじた整備開発戦略の確立という目的の下に、SCOTによっていかなる措置や方針を定めることができるかという問題を、特にDOO文書に定められた措置や方針を中心に詳述することが妥当でしょう。このため、以下の叙述では、特にNantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTを参照することにします。

1. SCOTではいかなる措置が定められるか?

SCOTで一般的に定められる内容は、以下のものです。1) 市街地拡散

の防止、2) 市街化と公共輸送網整備との整合性の確保、3) 都市機能的混在及び社会的混住原則の遵守、4) 環境の保全。以上のような選択がなされるのは偶然ではありません。何故なら、都市計画法自体が、このような選択をするように促しているからです。つまり、こうした規定内容の選択は、本来的に、都市計画法との関係で決定されているのでありまして、法律自体が意図している公式化の営みが、SCOTの具体的内容と無縁ではないのです。

(1) 都市の拡散に対する防止策 (la lutte contre l'étalement urbain)

大部分のSCOTは、地域の市街地開発が「空間の節約」原理(principe "d'économie d'espace")を遵守することを求めています。従前のSDは、市街地化の拡張路線を採用していましたが、現在のSCOTは、反対に、市街地拡散(étalement urbain)と虫食いの開発(mitage)を制限するための措置を定めようとしています。

これによって、SCOTは、持続可能性のための諸目標に矛盾する現象を取り払おうとしているわけです。実際、無秩序な市街地化の拡張は自動車公害を増大させ、農地や自然空間の消滅をもたらす、風景の劣悪化を生ぜしめ、公共施設及びサービス給付の分散化をもたらしており、それがまた、地方公共団体の費用負担を増大させます。このような開発スタイルは、また、居住地と仕事場の距離を遠隔化することによって社会的費用の増大をもたらす、このことがガソリン代の高騰という状況下では、最も貧しい家庭の家計に重くのしかかることとなります。そこで、都市の拡散化防止のため、SCOTは以下のように様々なタイプの原則、方針や目標を定めているわけです。

a) 第1のタイプは、都市の周辺部の市街地化ではなく、中心市街地における都市再生事業を優先的に実施することを求めるものです。そのようなものとして、Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTでは、幾つかの都市再生事業が予定されています。ナント市の歴史的な中心部の再生強化事業、ナント市の市街地開発にとって重要な潜在力を内包する中州地域の再開発事業、ナント駅周辺のEuro Nantes事業、Saint-Nazaire市の港湾再開発事業等が、かかる中心市街地再開発事業の例と言えます。同様の考え方から、ナント市とサン・ナゼール市の間に位置するサヴネー、ノール・シュウ・

エルドゥル、トゥレイエール、グラン・シアン・デ・フォンテーヌ、サン・テティエンヌ・ドゥ・モントゥリュックといった各主要都市の内部において、市街地の再開発・整備事業を行うように促しています。また、これら多極的中心都市は、優先的に公共サービス機関や商業施設やオフィスビルが立地すべき場所とされ、また、特に社会住宅の建設事業を優先的に受け容れるべき場所とされています。以上の施策により、区域内のありとあらゆる農村中に無秩序な市街地が広がるのを防止するという目標が追求されているわけです。

同様に、空間利用の節約を確保するため、既存の活動中心域の高密度化や工場等の事業場跡地 (friches industrielles) の再生が推奨されています。また、新規の事業活動拠点の立地についても、少なくとも第三次産業活動については、住宅と両立可能な場所である限り、市街地の内部での立地を優先すべきであると指示されています。また、敷地面積の制限、或いは事業活動の種別に応じた事業地区画面積の調整により、事業区域内の過剰な高集積化を防止するという措置も促しています。

b) 虫食いの開発や市街地拡散を防止するため定められる第2のタイプの措置は、小集落 (hameaux) や村落 (villages) の周辺地域への市街地拡張という、今日まで、PLUによって取り払おうとしても取り払うことができなかった古くからの現象に対して、対策を講じようとするものです。この目的のため、幾つかの地域のSCOTは、単なる勧告事項を定めるに甘んじることなく、厳格的な法準則を定めています。この問題について、Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTは、小集落の市街地拡張については、「厳しく限定されたものでなければならない」と定めており、また村落の市街地拡張については、「限定されたものでなければならず、アクセス道路伝いに人口集中域を拡大させるものであってはならず、また、農業を制約するものであってはならない」と定めています。

他の地域のSCOTの中には、小集落の周辺地域での市街地拡張に対して、或いは小集落内部における市街地拡張に対してすら、より厳しい法準則を内容として定めるものがあり得ます。そのような例として、レンヌ地方のSCOTは、小集落周辺地域における市街地拡張を純粋かつ端的に禁止しています。当該地域のSCOTはまた、小集落の内部における新たな建築行為

を、農業活動にとって必要な建物を除いて禁止するという措置も講じています。

都市計画法典は、自然地域や農業地域における新たな市街地化及び市街地拡張の要件として、「既成市街地にあり都市計画法典・法律篇421-5条所定の公共施設へのアクセスが可能な土地の利用が優先的に行われなければならない」と定めています⁽²²⁾が、この規定も、市街地の拡散防止を目的としたものです。こうした規定は、自然空間の無秩序な消費を防止し、公共施設の利用を合理的なものにすることを目的としたものなのですが、今日までSCOTの中で適用されることは殆どありませんでした。その理由は、地方のアクターにとって、こうした規定は余りにも制約的だと判断されたことによります。確かに、この規定に従えば、自然区域の市街地領域への転換を可能とするには、その前に、既成市街地領域内にある未建築地をすべて使い尽くさなければならないということになるのです。

c) そのような中で、上述の2010年のLoi engagement nationalは、以下の2つの規定を導入することによって、市街地拡散に対する防止策としてSCOTにおいて定め得る措置の選択可能性を強化する法改正を行いました。

①DOOにおいて、新たな区域内での市街地化の開始に際しては、予め、影響調査 (étude d'impact) の実施、或いは、既成市街地における容積率強化の可能性に関する調査の実施を義務付けることが、可能となりました。これは、地方自治当局をして、新たな自然空間の市街地化に道を開くことの妥当性につき自問させるように誘導するための制度に外なりません。

②DOOにおいて、一定の区域については最低容積率を定め、PLUにおいて、それを下回る容積率を定めることをできなくすることが、義務づけではありませんが、可能となりました。この仕組みの本質は、容積率を過剰に低く抑える規定をPLUで定め、その結果市街地化の拡散を招くことを防止しようとする点にあります⁽²³⁾。将来的には、SCOTで最低高さや最低

⁽²²⁾ Article R. 122-3 du Code de l'urbanisme.

⁽²³⁾ こうしたルールは、建物の高さや所有地との関係での建物の後退距離に関するものである。また、建築を可能とする要件として、一定規模以上の土地を必要とするという規定もあり得る。

建ぺい率を定めること、また、最低容積率を定め、PLUでそれを下回る容積率を定め得なくすることも、可能となるでしょう。SCOTで定めたこのような制限に違反するPLUは、当該SCOTの公告から24か月経過すると拘束力を失うこととなります。また、SCOTで、既存又は計画中の公共輸送網の近隣区域を予め指定しておき、当該指定区域内については、PLUで最低容積率を定めなければならないといった仕組みを作ることも可能となるでしょう。

d) 最後に、節約的な空間消費及び市街地拡散の防止について、今後は、SCOTにおいて数値目標を設定しなければなりません。

Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTの場合、既にそのような数値目標を含んでおりまして、それによれば、農業地及び自然地の年間消費面積を10%以上削減するという意欲的な目標が掲げられています。この数値は、面積に換算すると年間370haの削減を意味します。もっとも、この目標値は、ほとんど拘束性のない性格のものであり、SCOTのメンバーである各市町村に宛てて、空間利用の節約原則の適用を求める強いメッセージであると言うにはほど遠いというのが現状です。しかも、当該目標値は、自然空間や農林業に充てられた空間の市街地化を制限しようという、SCOT中の他の諸文書において明示された志向性を反映しているとはとても言い難い値であり、更には、矛盾するとも言えるものです。

(2) 市街地化と公共輸送網整備の整合性確保 (cohérence entre urbanisation et desserte des transports collectifs)

持続可能な発展の目標を遵守するため、オールボー憲章 (la charte d'Aalborg)⁽²⁴⁾に従って住居、諸活動、環境及び公共空間に対する実利的需要に対応した持続可能な公共輸送政策を策定することも、SCOTの役割です。

このために、PADDにおいて、「公共輸送及び移動に関する公共政策上

の目標」⁽²⁵⁾を定めることになっています。また、DOOは、PADDに定めた政策の実施に必要な措置を定めるという目的を有しており、その中で、「公共輸送の利用が可能な区域における優先的な市街地化の発展を促すための諸条件を詳述する」ものと定められています。また、既成市街地における公共輸送網の整備を通して都市内隔離街区と周辺街区や中心市街地との接続を図ること (désenclavement) を可能とするための諸条件を定めるのも、DOOの役割です。都市計画家のフランソワ・アシェル氏 (Francois Ascher) が度々指摘しているように、都市の機能を変えるためには、大規模な都市内隔離住宅街 (grands ensembles enclavés) に、とりわけ公共輸送機関を整備することを通して、こうした地域の中にますます大きな都会らしさ (urbanité) を持ち込む必要がある⁽²⁶⁾のでありまして、法律は、そのような提言に応え得る諸規定を設けているわけです。

SCOTではまた、新たな市街地化を開始するための要件として、公共輸送機関へのアクセスを確保する必要がある区域を指定する、ということも可能です。

これら諸規定の適用に当たって、Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTは、まず以て、都市政策と輸送政策間に一定の整合性を確保させるための目標及び方向付けを定めています。その一環として、住宅地開発については、公共輸送機関へのアクセスが良好な地域を優先的に開発を進めなければならない旨の詳細な記述が行われています⁽²⁷⁾。同様に、「中心市街地及び公共輸送機関へのアクセスが最もよく整備された街区において、優先的に住宅地開発を行う」こと、或いはまた、「公共輸送機関へのアクセスが確保された中心街区において」社会住宅を優先的に開発することを、要求しています。さらに第三次産業拠点 (poles d'activités tertiaires) の開発についても、二つの大都市圏 (ナント市及びサン・ナゼール市) 及びその他の四つの構造的拠点地域 (les quatre pôles structurants) に関しては、少なくとも鉄道網につながる駅が存在する場所では、当該駅を中心に基盤整備を行わなければならないと定められており、また第三次産業区域を新たに立地す

⁽²⁴⁾ オールボー憲章 (la charte d'Aalborg) とは、1994年 5月27日、デンマークのオールボー市において調印された「持続可能性のためのヨーロッパ都市憲章」(Charte des villes européennes pour la durabilité) を指している。

⁽²⁵⁾ Article R. 122-2-1 du Code de l'urbanisme.

⁽²⁶⁾ François Ascher, *La société évolue, la politique aussi*, éditions Odile Jacob, 2007.

⁽²⁷⁾ Nantes Saint-Nazaire 大都市圏のSCOTに定められたDOO文書 p. 12.

るという場合にも、同様に、公共輸送機関へのアクセスが確保されているか、又は将来的な接続可能性が計画に予定されているか、いずれかの区域を優先的に区域選定が行われるものとされています。

市街地化と輸送ネットワークをより良く組み合わせるため、計画事業者が自然地域又は農業地域における新たな市街地化及び市街地の拡張事業を行うための要件として、公共輸送アクセス供給の創設を要求することが可能とされています。それは義務ではなく、あくまでも可能性なのですが、かかる法原則も実際に適用されています。サヴォワ大都市圏 (métropole Savoie) の SCOT 及びアヌマス地方 (région d'Annemasse) の SCOT と同様、Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT も、一定の優先的な拠点地域を名指しで指定し、当該地域の市街地拡張には公共輸送路線の創設又は補強を条件とすることを要求しています。その規定によれば、「第三次産業活動の発展に関する事業計画はすべて、公共輸送へのアクセスが可能な立地、とりわけ駅の近接地域において行われるものとする」⁽²⁸⁾と定められているわけです。同じく、集落や村落の周辺地域の市街地拡張が可能であるという場合であっても、「公共輸送供給能力を伴っている」場合でなければ、当該市街地拡張⁽²⁹⁾は許可されません。以上により、都市政策と輸送政策間の関係づけ (articulation) をより良く確保しようとする2000年のLoi SRUの根本的関心事は、これら SCOT において現実のものとなっていると言えます。

また、より一般的には、SCOTはDOOにおいて、「輸送手段及び移動手段に関する政策の基本的方向付け」を定めますし、また、「基盤施設及び

⁽²⁸⁾ Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT に定められた DOO 文書, p. 18.

同様に、アヌマス地域圏の SCOT の規定も、「島の景観地」区域内の一部区域について、「この秀逸なる拠点区域の整備事業実施のための条件として、特に市街地都心部へ接続することを目的に、当該拠点区域への都市公共輸送路線の常時運行が、当該整備事業と同時に確保されることが要求される」と定めている。当該区域内で長期的には新住宅地の創設が検討されているもう一つの下部区域についても、DOOにおいて、「当該新住宅地の整備を実施するための条件として、特に市街地都心部への接続確保を図るため、都市公共輸送路線の常時運行が、当該整備事業と同時に確保されることが要求される」と定められている。

⁽²⁹⁾ 註(28)参照。

公共輸送へのアクセスに関する大規模事業計画」も同様に定めます。さらにまた、自動車や自転車等の駐車場の設置についても義務づけを行うことが可能であり、かかる義務づけは、PLU に対して拘束力を有します。

Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT は、以上のような諸規定を適用することにより、持続可能な輸送手段政策に土台を提供したわけですが。当該政策は、公共輸送、自転車、徒歩及び河口三角州域における平底船輸送 (transport sur barges dans l'estuaire) といった、環境を重んじた輸送手段を優先課題として挙げています。かかる方向に沿って、「近距離移動都市」(la ville des courtes distances)^(訳註2)の実現に有利な施策を講ずること、都市圏内における公共輸送サービス供給を発展させること、更には公共輸送、とりわけ鉄道輸送手段によって地域国土を強化し構造化することが、実現すべき課題として要請されています。最後に挙げた鉄道輸送については、既存の鉄道へのアクセス手段を強化すること、Nantes Nord-sur-Erdre Châteaubriant 線や Nantes Carquefou 線のような一定路線を再供用に付することによって大都市圏の内部におけるアクセスを補強すること、鉄道網に接続されていない構造的拠点地域を接続すること、更には、利用されていない路線や放置され又は供用廃止された路線を保全することが、定められています。それと並行して、自転車や徒歩による通行も含めて様々な移動方式間の相互接続に対して、特段の注意が払われています。そのようなものとして、駅は、すべての移動方式の出会いの場として強化されるべきだとされていますし、また、自動車との中継点を整備すること、乗り換え広場やバスターミナル等のような接続地点や折り返しの場を設置すること、更には、都市間輸送網と都市内輸送網相互間の中継点を整備し設置することが、実現すべき課題として示されています。

今日の社会経済状況は、早晚、公共輸送機関への需要増大に行き着かないわけには行かないでしょう。上述のことから、SCOT は、かかる大規模

^(訳註2) la ville des courtes distances とは、自宅から職場や中心市街地等への徒歩や自転車による都市内移動が容易な都市を意味する概念であり、公共交通機関の利用との組み合わせにより短時間での移動が確保されていればその条件は満たされる。したがって、距離的に短いことまで要求される概念ではないと思われるが、翻訳に当たっては、フランス語の文言に忠実に「近距離」移動都市と訳出することとした。

な社会経済的変容を先取りする形で、自らの役割を果たしているように思われます。実際、輸送供給の多様化、ガソリン料金の高騰、あるいは交通障害の増大といった要因のため、公共輸送が成功裡に発展する可能性は止まることなく増大しているのです⁽³⁰⁾。

(3) 社会的混住 (mixité sociale) 及び都市機能的混在 (mixité urbaine) の確保

都市計画法典・法律篇第121の1条の規定の適用により、各地のSCOTは、「社会的均衡」という持続可能な発展のもう一つの側面をも、自らの中に組み込んでいますが、その場合、ほとんどのSCOTでは、その対象とする地域の発展が、「社会的混住及び都市機能的混在の諸原則」を遵守しつつ遂行されなければならないとする一般法準則を定立するという定め方をしています。このうち「社会的混住」は、社会住宅の特定地域への集中を防ぐこと、つまり、様々な都市政策の結果として最も貧しい人々を特定の街区や特定の市町村に排除してしまうことがないようにすることを意図するものです⁽³¹⁾。他方、「都市機能的混在」の方はと言いますと、これは、同じ区域内において、それが可能でありまた望ましいとすら言えるような場合には、住宅や商業施設や諸活動やサービス業が共存するというように、非常に多様性のある土地利用のあり方を実現させようとするものです。

さらに、土地の空間的用途における社会的混住及び都市機能的混在をオルガナイズするという課題に加えて、住宅、商業その他の経済活動、スポーツや文化活動、一般利益に関わる諸活動並びに公共施設に関する現在及び将来の需要に応えるべく、建築行為や再開発の許容量を確定するということもまた、SCOTの課題に属します。

この目的のため、Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTが定めたDOOは、都市再開発事業計画や市街地取引活動は都市機能的混在及び社会的混在原則を遵守して実施されることを、真っ先に要求しています。一例として、

⁽³⁰⁾ L. Bronner, Les transports en commun victimes de leur succès, *Le Monde*, 17 septembre 2008, p. 9.

⁽³¹⁾ H. Jacquot, Développement social urbain et diversification de l'habitat, *AJDA* 1993, p. 131.

l'île de Nantesの再開発事業計画は、「ナント大都市圏の基幹的都市事業計画」と呼ばれているものですが、当該事業計画は、「多様な住宅地、科学技術研究施設、文化的及び都市的施設、サービス業、商業施設その他の経済活動といった、様々な機能相互間における多様性及び一定の均衡」の実現に資するものと定められています。同じく、ナント市の歴史的な中心街区の強化という課題は、「良質な公共空間整備の追求、地域圏レベルの需要に対応した商店街の強化、住宅街と第三次産業活動間の混住状態の維持という諸課題と一体のもので」なければならないとされています。また同様に、主たる諸都市圏については、「商業機能及び社会住宅を含む住宅事業を受け入れるための方策として、中心市街地の良質な構造化事業計画を展開する必要がある」と定められており、かかる事業計画の対象となり得る商業機能や住宅事業は、種々の市町村共同組織体 (communautés de communes) において適用される「SCOTや地域住宅プログラム (Programme local de l'habitat: PLH) が定めた諸目標に適合したもの」でなければならないとされています。

次に、社会的混在原則に多様性を持たせることを意図した、より特別の指針も定められています。Nantes Saint-Nazaire大都市圏のSCOTが定めたPADDでは、当該大都市圏の区域内において「区域的隔離傾向」(«ségrégations territoriales») が存在することを確認的に述べた上で、今後新たに市街地化される予定の地域空間においては、持ち家住宅、価格規制付き持ち家住宅、社会賃貸住宅、民間の賃貸住宅等々、様々なタイプの住居間の調和のとれた配置を「促進する」ことが望ましいとの記述がなされています。また、この点についてより詳細かつ厳命調なのはDOOなのでありまして、DOOでは、中心市街地及び近郊市街地の心臓部では、住宅開発事業の刷新及び稠密化を推し進めることにより、住居タイプの混住化(賃貸住宅、都会型邸宅、集合住宅等々の混住化)及び住宅利用形態の混住化(賃貸住宅と持ち家住宅の混住、公営住宅と民間住宅の混住等)を促進しなければならないとの記述がなされています。以上により、市街地拡張の計画立案に際して目標として設定すべき諸事項の一つには、「社会的混住」の達成という目標も含まれているわけです。

Nantes Saint-Nazaire大都市圏以外の地域におけるSCOTの中には、より明確なものがありまして、市街地拡張事業には一定割合の社会住宅の建設

を含まなければならないことを定めたものもあります。例えばストラスブール地方の SCOT では、「補助を受ける賃貸住宅の割合を増大させなければならない。そのため、戸数が12を超える新たな住宅開発を行おうとする事業計画の場合、当該事業計画においてであれ或いは同一の市町村内の他の場所においてであれ、当該事業全体の20パーセント以上の割合で、補助付き賃貸住宅の新設が含まれていなければならない」と定めています⁽³²⁾。同様に、サヴォワ地方の SCOT には、「一般的に言うと、社会的混住の実現は、地域内のすべての市町村に適用される目標である」ことに注意を喚起した上で、「各市町村の規模との対応関係で重要性を有する開発事業であればいかなるものであっても、少なくとも20パーセントの社会住宅を含むものでなければならない。また、当該原則は、建物外壁面から測定した実床面積 (surface hors oeuvre nette: SHON) が5千平方メートルを超える床面積の住宅事業には、一律に適用されるものとする」という記載があります。

以上の点について、Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT は、一定の住宅建設事業の機会を捉えて一定割合の社会住宅の実現を求めるという定め方をしているのではなく、むしろ、Nantes 市と Saint-Nazaire 市という二大都市圏に属する各市町村の地方自治当局に対して、「新規の住宅建設の目標値の中に、最低限20パーセント以上の社会賃貸住宅の実現を盛り込む」ことを義務づけるという定め方を採用しました。さらに、Nantes 市と Saint-Nazaire 市以外の四つの構造的拠点地域に対しては、平均して20パーセントの社会賃貸住宅の目標を実現することが望ましいとされるに止まりますし、さらにそれ以外の市町村の場合、新規住宅建設の目標値における社会賃貸住宅の割合は、10パーセントを超えたものでなければならないとされるに止まっています⁽³³⁾。

(4) 環境の保全

SCOT は、持続可能な発展原則のもう一方の柱である環境の保全についても、自らの中に組み込んでいます。まず以て、都市計画法典・法律篇121-1

⁽³²⁾ Scot de la Région de Strasbourg.

⁽³³⁾ Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT に定められた DOO 文書, p. 11.

条にありますように、SCOT は、持続可能な発展の諸目標を遵守しつつ、「温室効果ガスの発生削減、エネルギーの制御及び再生可能な資源によるエネルギー生産、大気・水・土壌・地下の質、自然資源、生物多様性、生態系及び緑の空間の保全、生態的連続性の保全と修復、予測可能な自然のリスク、科学技術上のリスク、及びありとあらゆる性質の汚染及び公害に対する未然防止 (prévention)」を確保するための条件を定めます。SCOT は、次に、「自然空間又は自然区域、農業空間又は農業区域、森林空間又は森林区域、保護すべき都市空間又は都市区域」を定めます⁽³⁴⁾。そして最後に、「生物多様性の維持や生態的連続性の保全と修復にとって必要な空間の保護のあり方」を詳細に定めること⁽³⁵⁾も、SCOT の対象事項です。

かようにして、戦略的都市計画は、かつてないほど、環境保護に関して益々以て明確な目標を新たに包摂せずにはおかない状況にあるのであり、そうした新たな目標は、環境保護に関する数多くの法律から生まれ出ているのであります。

a) 自然保護

様々な地域における SCOT、なかでも特に Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT を読んでみますと、SCOT という文書は、自然空間及び農業空間の保護を主たる関心対象としていることが明らかとなります。それに比べて、公害対策に関する当該文書の貢献は今以て緩やかなものに止まります。もっとも、公共輸送施設の開発を促進し都市の拡散を抑制するために定められた諸措置がありまして、こうした諸措置による方向づけは、自動車移動の削減を目指すことを通して、結果的にではありますが、極めて確実に大気汚染に対する対策に貢献することにもなります。

以上のような諸規定を適用し、それによってより一層都市政策と環境政策間の整合性を確保するという目的のため、Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT は、以下のような強力な方向性を打ち出しています。

「当該 SCOT が追求する持続可能な発展というモデルは、当該大都市圏

⁽³⁴⁾ Article L. 122-1-5 II du Code de l'urbanisme. 本文で掲げた最後の規定は、2010年の Loi engagement national により導入された規定である。

⁽³⁵⁾ Ibid.

が環境及び資源を保全しつつ発展することを求めているのでありまして、それ故、自然の壮大なる均衡及び豊かな環境が保全されることを目標としているのです。それはまた、誰にも快適な住環境を保障し、住民の健康を確保することでもあります。」

以上の目的のために、自然空間の保全の対象は拡張されましたが、その拡張の範囲は、SCOTの中で、指定景観地や登録景観地、自然保護区、ビオトープ指定地域、ナチュラ2000指定区域等の既存の規制の保護の対象地域をそのまま再現するだけに止まらず、それ以外の自然環境地、例えばソンス渓谷、ジェスヴル渓谷、セーヴル渓谷、オクマール渓谷、ナントからブレストへ至る運河周辺地、エルドゥル川上流周辺地、スィオン・ドゥ・ブルターニュ丘陵地等の自然環境地の場所を特定し、地図上に書き込むという程度にまで広がったということなのであります⁽³⁶⁾。そして、これらの自然環境地について、SCOTは、性質上その保護強化策となるべき諸規定を定めています。かようにして、これらの空間に関しては、「当該環境地及びその利用方法のあり方（自然区域、指定緑地、永続的な農業区域等）に相応しい手段により保護の連続性を確保すること、都市地域内部にある緑道の自然区域への指定策を強化すること、また、河床を保全するため建物の建っていない土手や当該土手へのアクセス可能性を保護することが必要である」とされています。

同様に、連続した市街地の創出を防ぐため、当該大都市圏レベルでの主要な緑地空間の存在とその位置を特定するという作業が行われました。そして、かかる緑地空間では、「農業の経営や維持管理に必要な農業用建物を除いて、新たな建築行為はすべて禁止される」こととなります。また同様に、DOOは、PLUにおいて、県の主だった景観地の眺望を保全するための措置、また、優れた公園や河岸、樹木等の日常的風景地の場所を特定し保護するための措置を定めることを命じています。

プリエール地域自然公園 (Parc naturel régional de Brière) 内に含まれた自然空間の保護につきましても、結果的に当該自然公園の公園憲章 (charte du parc) を補完することとなる諸規定によって、同様に強化されています。当該空間に付きましては、PLUの中で、例えば、「都市開発、建造物及び

⁽³⁶⁾ Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT に定められた DOO 文書, p. 24.

基盤施設に風景保護が適正に組み込まれるように監視すること、プリエールの島々間にある市街地の断絶の場所を特定しこれを保護すること、都市計画規則を介して沼沢地の眺望を保全すること、耕作地と営農拠点と沼地間の接続を容易にするため、牧草地と沼地の間にある通路地の場所を特定しこれを保護すること」等に関する定めを置くように、命じられています。

b) リスクからの保護と汚染対策

Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT は、続いて、自然リスクや科学技術上のリスク及び公衆衛生上のリスクに対して住民を保護するため、或いはまた、公害対策のために、様々な方向づけを定めています。一例として、大気質の保全のために、温室効果ガスの排出削減やエネルギーの制御を達成すべき目標の中に組み入れていますし、また、その実行のため様々な措置を講ずるように促しています。具体的に見ますと、「都市計画規則10条（高さ規制に関する条文）及び11条（外壁規制に関する条文）の中で太陽光技術や風力技術の採用を奨励することを意味する」と定められていますし、また、同じ都市計画条文の中に「屋上緑化技術の利用」を盛り込むように促すように、とも定められています。従って、ここで追求されている目標とは、PLUの中の都市計画規則が、建築物のエネルギー供給における再生可能エネルギーの利用にとって障害にならないようにしよう、ということなのです。

c) 海浜地域法との関係

Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT は、最後に、海浜地域法 (Loi littoral) の適用に関しても、幾つかの進歩を可能としています。実際、当該 SCOT は、従来の PLU では保護の対象とされていなかった海岸近接地域の範囲を確定し、当該地域について課される「制限された市街地化」(urbanisation limitée) という権利行使の制限が、如何なる意味を有するかにつき、明確な定めを置いています。翻って、具体的にどの地域が特筆すべき空間や特徴的な空間に当たるか⁽³⁷⁾についての地域の特定は、残念なこと

⁽³⁷⁾ 海浜における「特筆すべき空間」及び「特徴的な空間」の定義規定として、cf., l'article L. 146-6 du Code de l'urbanisme.

に行われていません⁽³⁸⁾。

d) 文化的遺産の保護

文化的遺産の保護については、周縁的にしか言及されていません。この点に付きましては、当該大都市圏にある文化的遺産の構成要素に応じた幾つかタイプの分類が示されていますが、具体的な措置として定められた点は、既存の保護制度と比べて大きな変容をもたらすものではありません。

以上述べたような様々な措置が如何なる法的な性質及び効力を有するかについて、以下に、残されたテーマとして述べたいと思います。

2. SCOT で定めた諸措置はいかなる法的性質及び効力を有するか？

(1) 「規範的」行為 (un acte “normatif”) としての SCOT

SCOT で定められた諸措置はいかなる法的性質と効果を有するかが、問題となります。何故なら、SCOT は、単に都市計画文書であるというに止まらず、法的行為でもあるからです。つまり、SCOT は、法と無縁な諸措置を定立するに止まるものであったり、或いは、単に、地域空間の持続可能な管理に関して辿るべき道筋を指示するに止まるものであったりするのではないのでありまして、DOO において、かかる目標に到達するために遵守すべきルールをもその内容に含んでいます。換言しますと、かかる計画策定作用 (opération de planification) は、規範定立作用 (opération normative) に止まるものでないことは誰の目から見ても明らかなのですが、それにもかかわらず、かかる計画策定作用は、最終的に規範の定立に到達

⁽³⁸⁾ 「開発受容キャパシティ」の概念についても、格段に緩和された定義の対象とされ、国の諸機関が推奨していた概念とは根本的に異なった定義となったという点も、注記しておきたい。実際、国の諸機関の主張によれば、「開発受容キャパシティ」の概念は、まず、如何なる開発であれば当該地域が耐え得るか（可能性）を明らかにし、然してその次に、政治的選択により決定される開発目標が、事前に定義された可能性の枠内に収まるかを判断する、という方式を意味するというものであった。しかし、かかる国の諸機関が唱えた方式は、Nantes Saint-Nazaire 大都市圏の SCOT においては採用されなかった。当該 SCOT の策定に当たった計画実務家達は、まずは、考察対象とされた開発概念に立脚し、その上で、次に、当該開発のネガティブな影響の限界付けを可能ならしめる開発のあり方を定める、という方式を採用したのである。

するものです。仮に、「規範」(“norme”)^(取註3)という言葉を超えても厳密に捉えようとする人々がいることを考慮した場合、「規範」の定立そのものとは言えないにしても、少なくとも、ご承知のように、法や法秩序と何らかの関係を持ち得るような要素の設定には、到達するものであります。

ところで、SCOT のその名宛人による遵守は保障されていますが、それは、如何なる行為が DOO と両立し得る (compatible) ものでなければならぬかを、法律が定めるようにしているからであり、また、最近では、かかる両立性を求められる行為の範囲を広げようになっているからです。具体的に述べますと、地域都市計画プラン (PLU)、歴史的街区保存区域に関する保存活用計画、簡易都市計画プラン (cartes communales)、地域住宅プログラム (PLH)、都市内移動交通プラン (PDU)、商業開発スキーム (schémas de développement commercial)、都市近郊農業地及び自然保護区域制度 (périmètre de protection des espaces agricoles et naturels périurbains)、コンセイユ・デタの議を経て確定された開発整備事業⁽³⁹⁾は、すべて、SCOT の定めと両立可能であることを求められます。したがって、SCOT は都市計画準則から成る階層秩序の中に位置を占める存在なのでありまして、SCOT に服する行為は、DOO の内容を成している様々な規範に依拠しつつ、裁判所による法的許容性の統制 (contrôle juridictionnel de licéité) を受け得る立場に置かれます。従って、本論文の対象とする計画スキーム即ち SCOT は、真に法準則を含むものであるのか、また然りとした場合、かくして規範性を認められた規範は、如何なる程度の実定性 (degré de positivité) を有するのか、換言すると、SCOT に認められる規範とは、厳命的 (l'impératif) と

^(取註3) 本論文において、著者である J・F・ストゥルイユ氏は、norme(s) と règle(s) という2つの語を、何らかの法的拘束力を認め得る規範を意味するという点で、ほぼ同様の意味で使用していると思われるので、2つとも「規範」と訳すことも可能ではある。しかし同氏から直かに得た解説によれば、一般に、règle(s)の方が厳密な意味での拘束力を有するルールを意味するのに対し、norme(s)の方はより広い緩やかな概念であるとのことであるため、本和訳においては、norme(s)は「規範」、règle(s)は「準則」または「法準則」と訳し分けることにした。

⁽³⁹⁾ Article L. 122-1-15 du Code de l'urbanisme. 本文で言う「コンセイユ・デタの議を経て確定された開発整備事業」とは、具体的には、「協議整備区域」事業 (ZAC) と「長期整備区域」事業 (ZAD) を指している。

いう意味での規範なのか、それとも逆に、望ましい (l'optatif) という意味での規範なのか、以上を明らかにすることが重要です。

しかしながら、DOO は何よりもまず変則的な行為でありますので、そうである限り、上述の問いに答えることは、およそ容易なことではありません。実際、DOO というのは、持続可能な整備開発計画を法規範の形で表現するもの、換言しますと、権利義務関係として表現するに止まるといったものとは、かけ離れたものなのでありまして、DOO は、むしろ、幾分モヤがかかったように見える規範性 (une vision quelque peu "brouillée" de la normativité) を提供するものです。実際、DOO において表明された諸措置の中の一定のものは、法準則に比肩し得るものであり、したがって、SCOT の下に服する文書や決定を策定する職務を負った行政庁を、様々な程度において拘束するものです。これに反して、それ以外の諸措置は、かかる厳密な意味での法規範という形容には値しないように思われます。一例として、「法準則」(“règle”) と自称するものが、実は、自らの意向の表明、すなわち助言や奨励、希望、勧告、勧奨、懲懲、要望といった形で自らの意向を表明するものであるという場合、即ちその意味で、規範の基準たる役割を担うべき厳密性が存在しないという場合、かかる措置に規範性を認めることはできません。SCOT の中で、「観光開発のための地域空間の保全を勧告する」、「土地の非透過化 (コンクリート化等) の抑制を希望する」と表明している場合は、その例に当たります。

以上のような意思や願望の表明 (以下、「意思表明」と呼ぶことにする。) は、直ちに法的帰結を惹起するというものではなく、換言しますと、法的地位や義務や権利・権能に対して直接的に働きかけるというものではありません⁽⁴⁰⁾ ので、規範という言葉で伝統的に意図されてきた意味での規範に、およそ比肩し得るものではありません⁽⁴¹⁾。これらの意思表明は、法が異なった扱い方をするものでありますから、それ故、規範の階層秩序に直ちに

⁽⁴⁰⁾ 本文で言及した「意思表明」にすぎないものは、例えば、従うべき如何なる行動指針も定めるものではない。

⁽⁴¹⁾ しかも、本文で述べたことは、こうした意思表明が、法準則の制定について定めた要件や手続と同様の要件や手続に従って発せられるものである場合であっても、異なるものではない。

は入ることのないものであり、従って、行政決定がかかる措置に違背したからといって不適法であると宣言し得るものではありません。事実、助言とか、希望とか、勧奨とかに適合しないからといって、行政の行為が違法と認定されるというのにはあり得ないことです。何故なら、こうした意思表示の効果は、禁止とか義務付けを行うことにあるのではないからでありまして、その理は、「非規範的」な提言というものは何らの厳密的義務も創出するものではなく、またそのようなものとして、違法性との関係で制裁をもたらし得る義務を何ら創出するものではないという、単純明快な理由から明らかです⁽⁴²⁾。しかし、それにもかかわらず、私見によれば、かかる意思表示は、法的な言明と何らかの関係を有するものなのでありまして、法律家は、これからは、不鮮明であったり規範的密度をすべて喪失したりしてはいるが、それでもやはり法と呼び続ける必要があるものが有している、その不鮮明性並びに規範的密度の喪失を考慮に入れるのでなければなりません⁽⁴³⁾。

(2) 柔らかな指針的機能 (une fonction directive souple)

SCOT は、厳密な意味での法準則とも、また非法的な措置とも別のものとして並存しており、「柔らかな指針的機能」(《fonction directive souple》) を有する規範という概念に依拠することができます。この「柔らかな指針的機能」を有する規範は、関係地域の持続可能な都市的發展を確保するため設定された原則や方向付けや或いはまた、時には数値化された目標を現実のものとするために、実現することが望ましいとされる物事の尺度を決める権能を、当該規範の名宛人の手に委ねます。そのこと自体により、利害関係人、即ち自らの行動や行為や振る舞いが当該規範によって方向付けされる者は、当該規範に適合した行動をとるに際して広範な評価の余地 (marge d'appréciation) を享受することとなります。因みに、「この評価の余地というのは、命令の場合には逆に排除される」わけです⁽⁴⁴⁾。

⁽⁴²⁾ Cf. D. de Béchillon, *Qu'est-ce qu'une règle de droit ?* Ed. Odile Jacob, 1997, p. 270.

⁽⁴³⁾ J. Caillosse, *Quand l'analyse des politiques publiques se déplace côté "droit"*, *Droit et société*, 43/1999.

⁽⁴⁴⁾ P. Amselek, *Normes et loi*, *Archives de philosophie du droit*, 1980, T. 25, p. 101.

以上述べたことから、次の二つの指摘をする必要があります。

a) SCOTには低い程度の実定性ないし規範性しか認められないというには、私の見るところでは、それ相当の理由があります。その理由を以下3点にわたって述べます。

第1に、SCOTの主要な中身は柔らかなルールや非規範的な措置から成っていますが、それは、SCOTという文書は、ただ厳格的な法規範だけを定めることには不向きなものだからです。SCOTは、そのようなことのために作られた制度ではないのであり、換言しますと、その使命は、「厳格的ルールの一覧表」というより、むしろ、将来に向かって何らかの意思や政策を表明するというものなのです。したがって、SCOTの場合、DOOに定めた拘束的ルールが、一定の目標や方針の中身の明確化や多様化に貢献するということは、時にはあり得ますが、それでも、《DOO》（「方針及び目標提起書」）という言葉自体が示しているように、拘束的ルールを定めるということよりも、目標や方向性を打ち出すということの方が重要なのです。換言しますと、SCOTでルールを定めたとしても、それは控えめな意味のルールに止まります。何故なら、「方向性」や「方針」を明確な規範に翻訳するというのは、この上なく厄介なことなのであり、その理は、SCOTの場合、禁止事項を定めるというよりも、作為義務を定立することの方が要求されることを考慮しますと、なおさら明らかです。しかも、コンセイユ・デタのある判決によれば、SCOTの諸規定は、「その詳細明確性によって、PLUに属する諸規定」と競合すべきものではないとされています⁽⁴⁵⁾。このような判決文を見ますと、行政裁判所も、上述の私見と同様の見解を有していることとなります。

第2に、SCOTという文書が厳格的なルールの定立には不向きであることは、次のような理由からも言えることです。即ち、国土というものは、恒常的に、諸々の経済的力や社会的力という、至極平均的にしか予測することのできない力学によって形成されるものであり、SCOTは、そのような恒常的な変動の中にある国土に適応することを余儀なくされるからです。

⁽⁴⁵⁾ CE, 10 janvier 2007, Fédération départementale des l'hôtellerie de plein air de Charente-Maritime: req. n°269239.

したがって、このような恒常的な変動下にある国土に対してSCOTという文書の適応可能性を確保するには、目標や従うべき原則におけるある種の柔軟性が不可欠です。実際、SCOTという文書の策定者が、毎年、当該文書の修正変更を義務づけられるとしたら、どんな事業であれ当該事業の実施の妨げとなりますので、そのような義務づけが行われることがあってはならないわけです。

最後に、かかる弱い程度の実定性 (*faible degré de positivité*) は、市町村ないし複数市町村間の協力組織 (EPCI) であるSCOT策定機関 (第1章の2参照) の自治を尊重しようとする意思によっても、正当化が可能です。つまり、かかるSCOTがもっているアバウトさ (*imprécision*) が、地方行政庁による当該文書の受容を促進しているとも言うことができます。かくして、SCOTという仕組みは、当該文書に含まれる原則や方向性を実施しようとする際には、それを義務づけるのではなく、いわば当事者を信頼してその実施を委ねるというものなのです。

b) SCOTに認められる、以上のような弱い程度の実定性に直面すると、国の幾つかの部局とともに、SCOTというのは、「何の意味もないことを語っている」等と結論づけたいという誘惑に駆られる可能性があります。その場合、当該文書は、いわば「張り子の虎」、或いは、「もっともらしい原則や決まり文句の寄せ集め」だということになります。その結果、ある人々、即ち、市街地拡散に対策を講じるため、或いは社会的混住化や自然空間の保全や持続可能な交通政策の実施を確保するため、SCOTの中にある程度の規範性を見出そうとする人々にとって、当該文書は、その期待を裏切る存在となります。逆に、他の人々がSCOT所定の「措置なるもの」を無視することは放置され、当該諸措置をないがしろにする行為も制裁を受けることはあり得ないか、又は、少なくとも制裁はし難いということになってしまいます。つまり、SCOTという文書が定めた方向付けというのは、ルールとしての支えを欠いており、その内容への違背に対し制裁を加えるため法手段を発動することは極めて困難としか言いようがないわけですから、当該文書は、いわば、「水に剣を突き刺す」ようなものだと称されることとなります。

(3) SCOT 固有の規範性 (normativité propre au SCOT)

こうした批判には、しかしながら、多少の修正を加えるべきです。

確かに、SCOT の規範性はそれ程高くありませんし、また、SCOT を枠付けている法もそれ程拘束力のある性格のものではありません。しかし、そのことは、この文書には法的な意味が全く欠けているとか、実効性が欠けているということを意味しません。SCOT の場合、法の効力とは、何にも増して、戦略的な都市計画を取り巻く社会的コミュニケーションを促し、またかかるコミュニケーションの流れを調節することを意味します。つまり、ここでは、法は、裁断をなすのではなく、SCOT の策定に関与するすべての人々の間でのコミュニケーション、更には、その後当該文書の適用及び管理の職務を担うこととなるすべての人々の間でのコミュニケーションを、可能ならしめるものなのです。

従いまして、このような法の効力は、交換作用を活性化させること、様々なアクター間の関係づけを促進すること、選択をなさなければならない様々な可能性相互間のランク付けを促すこと、是認可能な様々な解釈相互間のゲームの中身を濃くすること、表面化し得る対立した諸利益相互間の調整を促すことに他なりません⁽⁴⁶⁾。以上のことは、それ自体、SCOT という手法は、教育機能をも有することを意味します。というのは、当該文書は、当該文書を策定した地方の当局者や当該文書を適用する地方の当局者に対して、各地域が今日直面している新たな環境問題や社会問題について意識を高めることを可能ならしめるものでなければならないからです。かくして、SCOT は、当該文書が定めた方向付けや目標を、特に PLU 及びその他当該文書の下に服する行為において、より高い拘束力を有する規範へと翻訳していく際の発想源として役立つものでなければならないと思われます。かかる「青々とした法」(«droit vert»)^(訳註4)、或いはこの種の「枠組的取り決め」(«convention cadre») というのは、到達すべき目標や方向性の輪郭線を描出するものですが、以上のことから、より拘束的な法を定立

⁽⁴⁶⁾ J. Caillousse, *Introduire au droit*, 3^{ème} éd., Montchrestien, 1998, p. 68.

^(訳註4) J.-F. ストゥルイユ氏の解説によれば、本文でいう「青々とした法」(«droit vert») とは、法的拘束性を有する法準則として成熟した法規範とは異なり、法規範としては未成熟な柔らかな法的規範を意味するとのことである。

するため、或いは少なくとも、設定された目標に実質と活力を付与するための準拠点たる役割を果たすものでなければならないものと思われます。

さらに、SCOT が定めた諸措置は、都市計画に関する行動指針を策定するため制度的に集合した地方行政当局によって発せられたものです。これら諸措置は、その意味で、「公式印で捺印された」ものであるとも言えますので、その結果、その中で発せられたメッセージには、ある種の効力又は独特な意味がある程度は認められるとも言えます。

もっとも、SCOT によって生成される法の狙いは、統治するというよりも社会行動の指針を示すという所にあります。したがって、国土の持続可能な発展を確保するといったような高い志の目標に到達するため、当該法からあらゆることを引き出そうと期待することは、誤りという外ないでしょう。この問題に限らないことですが、そのような過大な期待は、「法の言語にデミウルゴスのように万物を創造する力 (puissance démiurge)^(訳註5) があると見なす」に等しい所為であり、「法の言語に本来具わっていない筈の力」を期待することに他ならない⁽⁴⁷⁾と言えましょう。

^(訳註5) デミウルゴス (démiurge) は、古代ギリシャにおいて、この世の創造神として特にプラトン主義者によって崇拝された神であり、万物を創造する神であるとされている。

⁽⁴⁷⁾ J. Caillousse, *ibid.*